

# アームス在宅支援センター

## 指定 横浜市移動支援サービス

### 重要事項説明書

当事業所はご契約者様に対して指定移動支援サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

#### 1、 事業所の概要

〔法人名〕	株式会社 ARM'S
〔事業所名〕	アームス在宅支援センター
〔事業所番号〕	1463400133
〔管理者・苦情処理責任者〕	
〔所在地〕	横浜市瀬谷区相沢6-25-5
〔連絡先〕	TEL 045-489-3586 Fax 045-489-3587
〔ホームページ〕	<a href="https://arm-s.jp/">https://arm-s.jp/</a>
〔メールアドレス〕	home-support★arm-s.jp
〔サービス提供地域〕	横浜市瀬谷区・旭区・泉区、戸塚区、保土ヶ谷区、緑区の一部
〔併設サービス〕	【介護保険サービス】 居宅介護支援・訪問介護 【介護予防・日常生活支援総合事業】 横浜市訪問介護相当サービス 横浜市訪問型生活援助サービス 【障害福祉サービス】 特定相談支援・居宅介護・重度訪問介護 【地域生活支援事業】 移動支援 【児童福祉サービス】 障害児相談支援・放課後等デイサービス 【一般乗用旅客自動車運送事業（福祉限定）】 介護タクシーサービス 【自家用自動車有償運送事業】 福祉有償運送サービス 【自由契約サービス】 生活サポートサービス

#### 2、 事業所職員体制等

(平成 30 年 4 月現在) \* ( ) 内は、研修受講者数

管理者	1名 *サービス提供責任者兼務
サービス提供責任者	3名
常勤介護職員	3名(0名)
非常勤介護職員	9名(0名)
計	12名(0名)

### 3、 営業日および営業時間

営 業 日 : 月曜日から金曜日 9:00～17:00  
休 業 日 : 土日祝日・年末年始(12/29～1/3)

### 4、 サービス内容

事業者は、次のサービス内容区分の中から利用者が選択されたサービスを提供します。

#### (1) 移動介護

(身体障害者手帳1・2級で3肢以上の機能障害者で外出時に主に車椅子を使用・知的、精神障害者)  
社会生活上必要不可欠な外出及び、余暇等の社会参加の為の外出における介護  
個別又は、グループへの支援があります。

##### ① 社会参加のための外出

- ア 各種行事・研修会
- イ 就職・就学のための活動
- ウ 冠婚葬祭(本人・親族・友人のためのもの)
- エ 余暇・スポーツ・文化活動(映画館、体育館、美術館、各種講座等)
- オ 初詣・墓参りなど社会的慣習
- カ ボランティア活動
- キ 通所のための一時的利用
- ク 突発的な通院

##### ② 社会生活上必要不可欠な外出

- ケ 入学式、卒業式、父母懇談会、運動会等学校行事、PTA活動(保育所、幼稚園、学校)
- コ 家計の維持、財産の保全に係る手続・相談(金融機関)
- サ 日常生活に必要な買い物(商店、デパート、スーパー)
- シ 理容、美容(理容院、美容院)
- ス 住居の取得・賃貸・維持管理・補修に係る契約・相談(不動産、工務店)
- セ 散歩
- ソ その他前各号に準ずる外出

#### (2) 通学通所支援

- ① 特別支援学校・養護学校への登下校支援、生活介護等の日中活動系サービス事業所等への通所支援
- ② 乗降介助(自家用自動車有償運送車両を使用) \*3名まで同乗が可能です

### 5. 移動支援計画

1. 事業者は、利用者の受給者証に記載された移動支援の支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握し、移動支援計画を作成します。
2. サービスは、移動支援計画を利用者に説明し同意を得たうえで提供し、利用者はいつでも移動支援計画についての変更を求めることができます。

## 6. 受給者証の確認

1. 事業者は、介護計画に基づき契約支給量を定め、受給者手帳に記載します。
2. 受給者証の更新、記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容をお知らせ下さい。

## 7. サービス提供の記録等

1. 事業者はサービスを提供した際に「サービス提供実績記録票」に提供したサービス内容等を記入し、利用者の確認の印を受ける事とします。
2. 事業者は、記録を作成した後、5年間はこれを適正に保存します。
3. 事業者は、請求書と同時にその写しを交付します。

## 8. 事業者、提供者の義務

(身体的拘束等の禁止) 緊急時を除くサービスにおいて身体的拘束を禁止します。

(身分証携行義務) サービス提供者は、常に身分証を携行します。

(緊急時の対応) 事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに救命措置等の必要な措置を講じます。

## 9. サービス利用料及び支払等

[利 用 料] サービス利用に対しての額は、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に定める基準とします。  
尚、利用料金は関係法令に基づいて定められている為、改定された場合には改定後の金額を適用するものとします。

$$\text{地域生活支援サービス費} = \text{利用総単位数} \times 10.96 \text{ (横浜市の地域単価 2級地)}$$

[請 求 書] 事業者は、横浜市地域生活支援サービス費が支給決定された翌月の15日頃に請求書を送付します。

[お支払い] ・口座自動引き落とし = 請求書送付月の27日に引き落とし (土日祝日の場合は、翌営業日)  
・クレジットカード払い=カード会社の支払日となります。(支払回数は、1回払い)

[領 収 証] 利用料を徴収した翌月の15日頃に送付します。

[合算請求] 決済不能又は、月遅れ請求の場合は、翌月分と合わせて合算し請求いたします。

[利用者負担額の月額上限]

世帯所得に応じた負担上限額が設定されております。

区分	世帯の所得などの状況		負担上限月額
生活保護	生活保護 (または中国残留邦人等支援法による支援給付) 受給世帯		0円
低所得1	市民税 非課税世帯	サービスを利用する本人の年収が80万円以下	0円
低所得2		その他	0円
一般	市民税 課税世帯	市民税所得割額が16万円未満 (18歳未満は28万円)	9,300円 (18歳未満 4,600円)
		その他	37,200円

[利用料金]

ア、個別給付型 (移動介護・通学通所支援)

所要時間	移動介護 (個別給付型)		通学通所支援 (個別給付型)	
	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)
30分未満	225単位	247円	165単位	181円
30分以上 1時間未満	360単位	395円	240単位	263円
1時間以上 1時間30分未満	495単位	543円	315単位	346円
1時間30分以上 2時間未満	570単位	625円	390単位	428円
以降、30分毎	75単位	83円	2時間以上定額	

イ、通学通所支援 乗降介助

乗降介助	所要時間	単位数	自己負担 (1割)
	片道 (1回)	100単位	110円

※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の 移動支援計画に定められた目安の時間を基準とします。

※ 2人の提供者によるサービスの加算

2人の提供者が共同でサービスを行う必要があると支給決定された場合は、2人分の料金となります。

ウ、グループ支援型（移動介護）

移動介護(グループ支援型)料金表								
所要時間	単価基準値別 報酬単位単価							
	グループⅠ 1.01~1.5		グループⅡ 1.51~2.0		グループⅢ 2.01~3.0		グループⅣ 3.01~4.0	
	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)
30分未満	158 単位	174円	124 単位	136円	102 単位	112円	90 単位	99円
30分以上 1時間未満	252 単位	277円	198 単位	217円	162 単位	178円	144 単位	158円
1時間以上 1時間30分未満	347 単位	381円	273 単位	300円	223 単位	245円	198 単位	217円
以降30分毎	約52 単位	57円	約41 単位	45円	約33 単位	37円	30 単位	33円
早朝夜間加算 6時~8時 18時~22時	15 単位	17円	13 単位	15円	11 単位	12円	10 単位	11円
深夜加算 22時~6時	30 単位	33円	26 単位	28円	22 単位	25円	20 単位	22円

エ、グループ支援型（通学通所支援）

通学通所支援(グループ支援型)料金表								
所要時間	単価基準値別 報酬単位単価							
	グループⅠ 1.01~1.5		グループⅡ 1.51~2.0		グループⅢ 2.01~3.0		グループⅣ 3.01~4.0	
	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)	単位数	自己負担 (1割)
30分未満	116 単位	128円	91 単位	100円	75 単位	83円	66 単位	72円
30分以上 1時間未満	168 単位	185円	132 単位	145円	108 単位	119円	96 単位	106円
1時間以上 1時間30分未満	221 単位	243円	174 単位	191円	142 単位	156円	126 単位	138円
1時間30分以上 2時間未満	273 単位	円	215 単位	円	176 単位	円	156 単位	171円

\* グループ単価基準値は利用人数をサービス提供者人数で除算し、算定する。

## 10. その他、料金

### 1. 通学通所支援 運送料金

有償運送車両を使用し通学通所の運送料金は次の額を徴収します。

運送料金	距離制	1 k m 2 5 0 円	時間制	1 0 分 5 0 0 円
------	-----	---------------	-----	---------------

2. 移動支援の業務において必要な公共交通機関、各種入場料、利用料、同行の昼、夕食代（伍百円以内）はサービスご利用時にご負担頂きます。

### 11. キャンセル

サービスをお休みする場合には、サービス利用の前日の**12時**までにご連絡ください。

### 12. 損害賠償

事業者は、サービスの提供にあたり提供者等の過失により利用者の身体・財物に損害を与えた場合は、事業者の契約する賠償責任保険の規定によりその損害を賠償いたします。  
ただし、提供者等の過失によらない場合は、この限りではありません。

加入保険会社 あいおいニッセイ同和損保 種類 「 介護保険・社会福祉事業者総合保険 」

### 13. 苦情対応、相談窓口

1. 事業者は、苦情の申し立てがあった場合は迅速かつ誠実に対応します。

又、それを理由として利用者に不利益な取扱いをすることはありません。

- ・苦情受付窓口（担当者） 管理者：
- ・受付時間：月曜日～金曜日（9時00分～17時00分）

2. サービスに関する相談や苦情については当事業所以外でも、次の窓口で対応しております。

横浜市瀬谷区役所 高齢・障害支援課	横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5715
横浜市健康福祉局 障害福祉課	横浜市中区日本大通18 KRCビル6階 045-671-2401
横浜市福祉調整委員会	横浜市中区港町1-1 045-671-4045
かながわ福祉サービス運営適正化委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階 045-317-2200

## 14、お願い

利用者と事業者との健全な関係を保つ為、以下に挙げる項目のご協力をご理解をお願い申し上げます。

- 1、サービス品質確保の為、種類・頻度により複数の提供者で対応させていただきます。
- 2、交通事情等によりサービス開始時間が遅延することがございます。
- 3、事業者、提供者への金品の提供はお断りさせていただきます。

以上

\* 重要事項の説明の証として本書2通を作成し、各署名捺印の上、各1通を保持する \*

平成 年 月 日

サービス契約の締結に当り、重要事項の説明を行い本書1通の交付をしました。

説明者

印

サービス契約の締結に当り、重要事項の説明を受け、本書1通の交付を受けました。

氏名:

印

代理人又は立会人 本人との続柄 ( )

氏名:

印